

## イ 苦情・依頼による騒音・振動測定

道路部局からの依頼による騒音測定件数は7件、振動測定件数は5件でした。

騒音は7地点のうち3地点において、昼間・夜間の時間帯ともに環境基準を超過していました。(表2-22)

振動については、全ての地点において、昼間・夜間の時間帯ともに環境省令で定める限度以下でした。(表2-23)

表2-22 平成17年度 苦情・依頼による自動車騒音測定結果

地点番号	測定地点	地域の類型	区域の区分	車線数	対象道路	測定時期	騒音レベル L <sub>Aeq</sub> (デシベル)		基準値(デシベル)				交通量調査	
							昼間	夜間	要請限度		環境基準		昼間の10分間交通量(台)	大型車混入率(%)
									昼間	夜間	昼間	夜間		
1	小倉南区 若園四丁目	B	b	4	主要地方道(県道)曾根嶺ヶ谷線 北九州都市高速1号線	平成17 4.18~4.28	△69	△63	75	70	65	60	507	6.2
2	小倉南区 大字横代	B	b	2	主要地方道(市道) 徳力葛原線	平成17 4.26~4.27	△68	△63	—	—	65	60	170	15.0
3	八幡西区 鷹の巣三丁目	B	b	2	都市計画道路 穴生水巻線	平成17 6.22~6.23	△67	△63	—	—	65	60	147	0.9
4	八幡西区 御開四丁目	B	b	4	国道199号線	平成17 10.25~10.26	68	62	—	—	70	65	277	8.2
5	八幡西区 北筑三丁目	A	a	2	市道 穴生永犬丸2号線	平成17 12.8	59	—	—	—	60	—	13	6.1
6	八幡西区 御開四丁目	B	b	4	国道199号線	平成17 12.20~12.21	63	57	—	—	70	65	262	7.6
7	門司区 丸山二丁目	B	b	4	主要地方道 門司行橋線	平成18 3.17~3.27	67	65	75	70	70	65	350	16.9

L<sub>Aeq</sub> : 等価騒音レベル 昼間 : 6時~22時 夜間 : 22時~6時 △は環境基準超過を示す。

表2-23 平成17年度 苦情・依頼による自動車振動測定結果

地点番号	測定地点	区域の区分	車線数	対象道路	測定時期	振動レベル L <sub>10</sub> (デシベル)		環境省令で 定める限度		交通量調査	
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間の10分間交通量(台)	大型車混入率(%)
1	八幡西区 夕原町	2	2	市道 夕原町13号線	平成17 6.6~6.7	40	—	70	—	38	5.5
2	八幡西区 鷹の巣三丁目	2	2	都市計画道路 穴生水巻線	平成17 6.22~6.23	42	40	65	60	147	0.9
3	小倉南区 大字志井	1	2	一般県道257号 井出浦徳力線	平成17 8.31~9.1	49	44	65	60	150	11.1
4	小倉南区 大字志井	1	2	一般県道257号 井出浦徳力線	平成17 10.5~10.6	47	41	65	60	143	14.2
5	小倉南区 若園二丁目	1	2	市道 若園重住1号線	平成18 1.15	48	—	65	—	35	3.6

L<sub>10</sub> : 時間率振動レベル 80%レンジ上限値 昼間 : 8時~19時 夜間 : 19時~8時

### (4) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した19地点のうち10地点で環境基準に適合し、9地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。測定結果は表2-24、測定地点は図2-11のとおりです。

西日本旅客鉄道株式会社は、音源・振動源対策として車体の改良、パンタグラフの改良、及びレールの削正などを実施しています。

近年苦情はほとんどありませんが、今後とも西日本旅客鉄道株式会社に対し、騒音の低減を求めていきます。

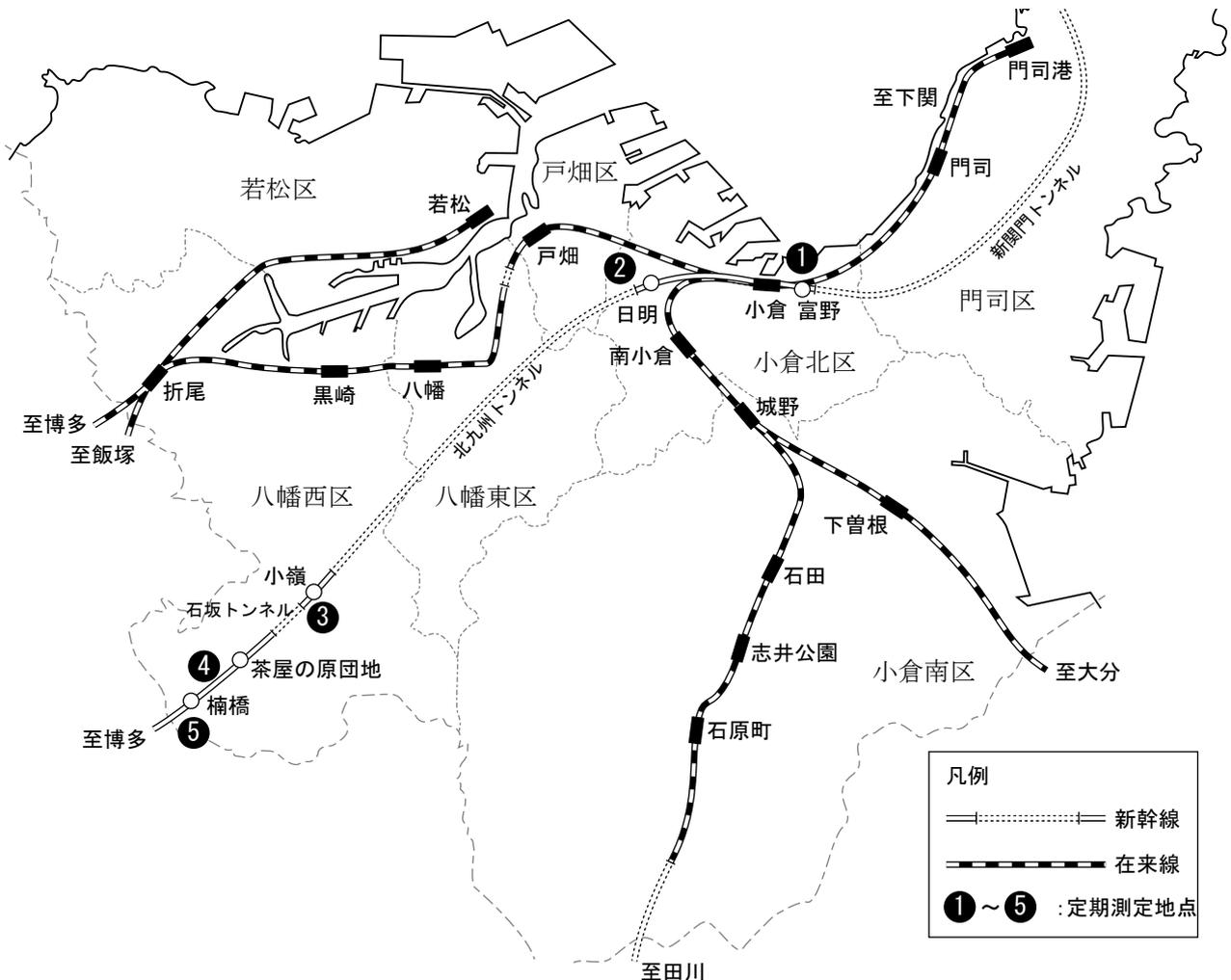
表 2-24 平成 17 年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地点番号	測定地点	測定年月日	列車速度 km/h	距離別騒音レベル(デシベル)					距離別振動レベル(デシベル)		地域類型	軌道構造
				12.5m	25m	50m	100m	200m	12.5m	25m		
1	小倉北区 上富野一丁目	平成17.5.17	122	70	67	59	—	—	45	44	I	高架
2	小倉北区 平松町	平成17.5.25	148	69	68	63	—	—	51	47	II	高架
3	八幡西区 小嶺三丁目	平成17.5.24	288	△73	△72	69	66	—	58	52	I	盛土
4	八幡西区 茶屋の原四丁目	平成17.5.27	291	△74	△72	△72	63	—	55	54	I	盛土
5	八幡西区 大字楠橋	平成17.5.19	284	△71	△74	△73	△71	62	55	53	I	盛土

(注1) △は環境基準(I 類型70デシベル以下、II 類型75デシベル以下)超過を示す。

(注2) 振動の指針値は70デシベル以下である。

図 2-11 平成 17 年度 新幹線鉄道騒音・振動測定地点



## (5) 航空機騒音

### ア 航空自衛隊芦屋基地航空機騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対象区域（以下「第一種区域」という。）に指定されており、平成16年12月には防衛施設庁が機種変更を理由に第一種区域の見直しを行い、八幡西区大字浅川の一部と日吉台の一部が、新たに第一種区域の指定を受けました。

平成17年度は、第一種区域の内側2地点、外側10地点の計12地点で騒音測定を行い環境基準の適合状況を把握しました。その結果、全ての地点で環境基準に適合していました。

測定結果は表2-25、測定地点は図2-12のとおりです。

環境基準には適合しているものの、周辺住民からの苦情も依然としてあることから、防衛施設庁への住宅防音工事助成対象区域の拡大、環境省への評価方法の再検討を引き続き要望していきます。

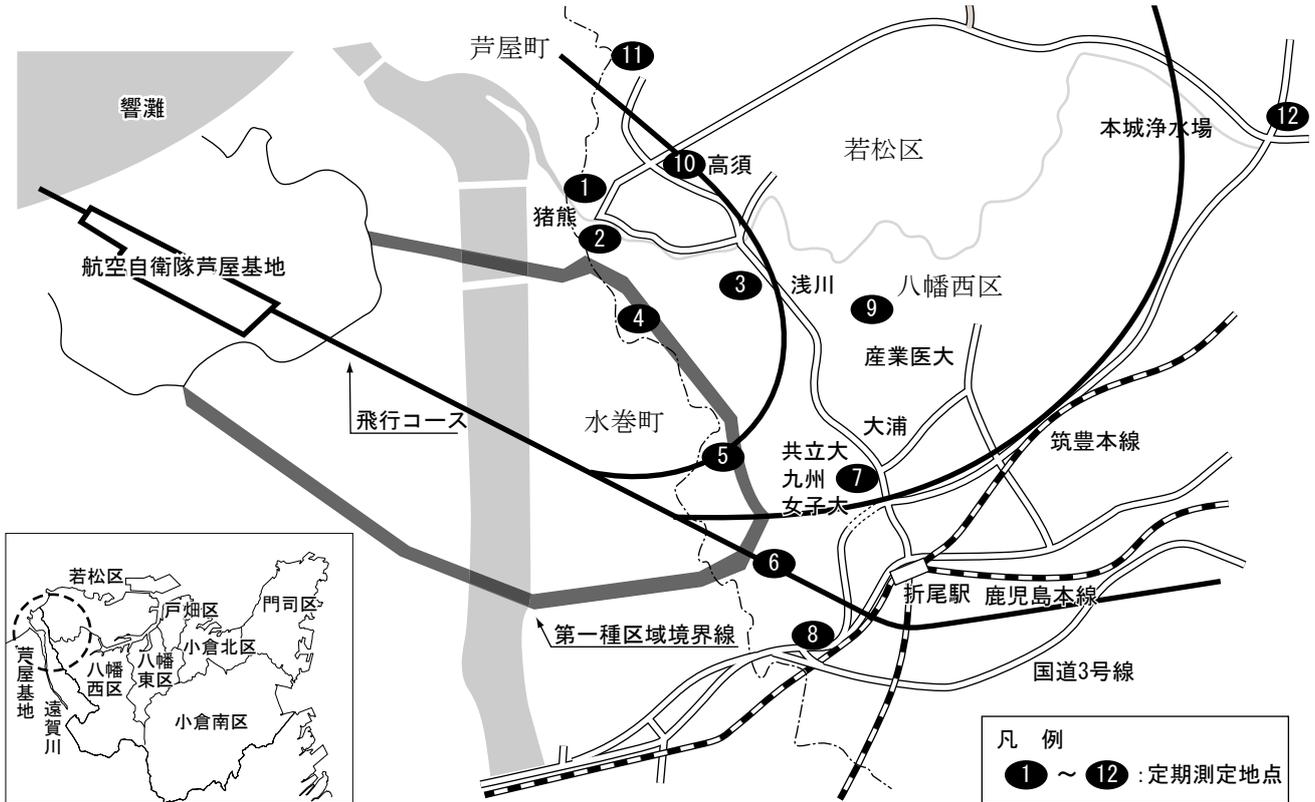
表2-25 平成17年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定期間	WECPNL	地域の類型
1	若松区高須西二丁目	平成17.11.18～平成17.12.1	67	I
2	八幡西区三ツ頭二丁目	平成17.11.18～平成17.12.1	62	II
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	平成17.4.1～平成18.3.31	66	I
4	八幡西区三ツ頭一丁目	平成17.10.1～平成17.10.17	65	I
5	八幡西区浅川台三丁目	平成17.10.4～平成17.10.18	74	II
6	八幡西区日吉台二丁目	平成17.9.15～平成17.10.2	70	II
7	八幡西区自由ヶ丘	平成17.8.22～平成17.9.6	66	I
8	八幡西区日吉台一丁目	平成17.9.14～平成17.9.29	66	I
9	八幡西区浅川学園台二丁目	平成17.8.28～平成17.9.10	65	II
10	若松区高須東四丁目	平成17.7.28～平成17.8.10	67	I
11	若松区青葉台西三丁目	平成17.8.19～平成17.9.1	68	I
12	若松区東二島五丁目	平成17.10.31～平成17.11.14	60	I

(注1) 地点番号4、5は第一種区域内である。

(注2) 環境基準（I 類型70WECPNL以下、II 類型75WECPNL以下）

図 2-12 平成 17 年度 航空自衛隊芦屋基地航空機騒音測定地点



イ 北九州空港航空機騒音

平成 3 年 3 月に定期便（北九州⇄東京間）の運航が再開されたことに伴い、平成 4 年 4 月 6 日付で小倉南区の全域が北九州空港（旧空港）に係る「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定を受けました。

平成 17 年度は、旧空港周辺の 3 地点で騒音測定を行い環境基準の適合状況を把握しました。その結果、測定を実施した 3 地点のうち 2 地点で環境基準に不適合でした。

測定結果は表 2-26、測定地点は図 2-13 のとおりです。

なお、平成 18 年 3 月 16 日の「新北九州空港」開港により旧空港が廃止されたことに伴い、北九州空港（旧空港）に係る地域類型指定は解除され、騒音問題は解消しました。

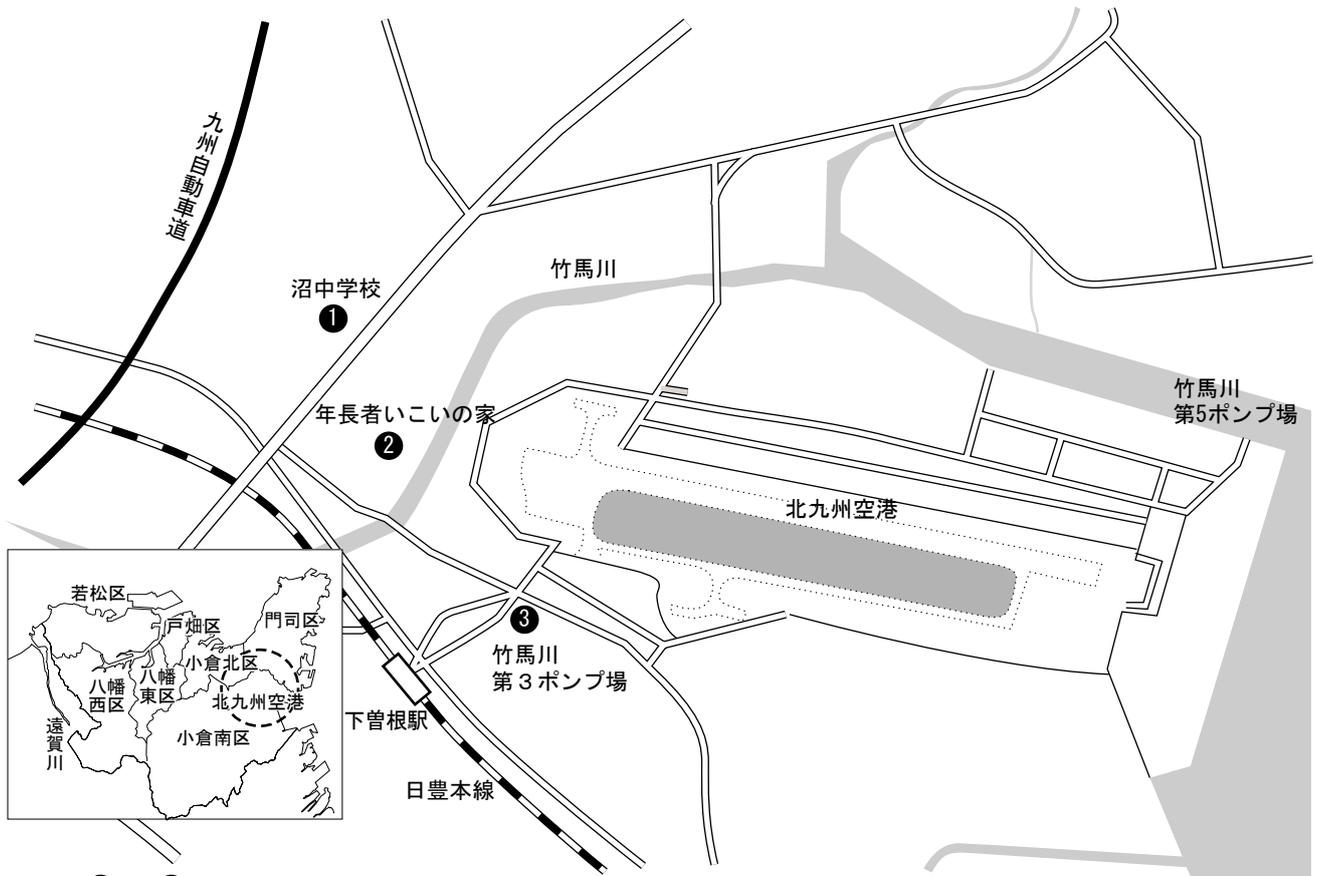
表 2-26 平成 17 年度 北九州空港航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定期間	WECPNL	地域の類型
1	小倉南区沼緑町一丁目	平成18. 1. 17~平成18. 1. 23	68	I
2	小倉南区葛原東三丁目	平成18. 2. 14~平成18. 2. 20	△77	II
3	小倉南区下曾根二丁目	平成18. 2. 4~平成18. 2. 10	△78	II

(注1) 環境基準（I 類型70WECPNL以下、II 類型75WECPNL以下）

(注2) △は、環境基準超過を示す。

図 2-13 平成 17 年度 北九州空港航空機騒音測定地点



凡例 ① ~ ③ : 定期測定地点

#### (6) 近隣騒音等

ルームエアコンやボイラ等の家庭用機器の普及と共に、これらの生活騒音による苦情が増加しています。法の規制が及ばないため苦情解決については、市民の協力が必要です。

市は当事者双方の話し合いや、調停などのあっせんにあたりとともに、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については、現在、「福岡県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」及び「福岡県騒音防止条例」等に基づき、所轄の警察署で指導・取締を行っています。

## 4 悪 臭

### (1) 悪臭の要因

悪臭は、一般に悪臭を有する多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなって、周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。

本市では、住居地域が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

特定悪臭物質の主な発生源は表 2-27 のとおりです。

表 2-27 特定悪臭物質の主な発生源と規制基準（敷地境界・排水中・気体排出口）

分類	特定悪臭物質	規制基準				備考 主な発生源
		敷地境界 規制基準 (ppm)	排水中		気体排出口 規制の有無	
			事業場から敷地外に 排出される排出水量	規制基準 (mg/L)		
硫黄化合物	メチルメルカプタン	0.002	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.03	—	パルプ製造工場、化製場、 し尿処理場等
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.007		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.002		
	硫化水素	0.02	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.1	有	畜産事業場、 パルプ製造工場、 し尿処理場等
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.02		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.005		
	硫化メチル	0.01	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.3	—	パルプ製造工場、化製場、 し尿処理場等
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.07		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.01		
	二硫化メチル	0.009	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.6	—	
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.1		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.03		
窒素化合物	トリメチルアミン	0.005	—	—	有	畜産事業場、化製場、 水産缶詰製造工場等
	アンモニア	1.0	—	—	有	畜産事業場、化製場、 し尿処理場等
低級脂肪酸	ノルマル酪酸	0.001	—	—	—	畜産事業場、化製場、 でんぷん工場等
	イソ吉草酸	0.001	—	—	—	
	ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—	
	プロピオン酸	0.03	—	—	—	脂肪酸製造工場、 染色工場等
アルデヒド	アセトアルデヒド	0.05	—	—	—	化学工場、魚腸骨処理場、 タバコ製造工場等
	プロピオンアルデヒド	0.05	—	—	有	焼付け塗装工程を 有する事業場等
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	—	—	有	
	イソブチルアルデヒド	0.02	—	—	有	
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	—	—	有	
	イソバレールアルデヒド	0.003	—	—	有	
アルコール	イソブタノール	0.9	—	—	有	塗装工程を有する事業場等
エステル	酢酸エチル	3.0	—	—	有	塗装工程又は印刷工程を 有する事業場等
ケトン	メチルイソブチルケトン	1.0	—	—	有	
炭化水素	トルエン	10.0	—	—	有	
	キシレン	1.0	—	—	有	
	スチレン	0.4	—	—	—	化学工場、FRP 製品製造工場等

## (2) 悪臭の現況

平成8年度から平成17年度までの過去10年間の悪臭に係る苦情件数は、表2-28のとおりです。平成17年度の苦情件数165件は、平成16年度と比べて27件減少しました。

家庭におけるごみ焼きや飲食店からの臭気等、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、平成17年度は、悪臭苦情全体の32%を占める52件でした。

表 2-28 悪臭に係る苦情件数の推移

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
悪臭に係る苦情件数	65	118	140	134	109	128	155	183	192	165
行政指導件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

## (3) 悪臭防止対策

昭和46年6月の悪臭防止法制定、翌年5月の法施行により、悪臭に係る規制が開始されました。本市では、これを受け昭和47年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和48年8月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等5物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定しました。

また、昭和51年9月及び平成元年9月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等7物質が、さらに平成5年6月にトルエン、キシレン等10物質が新たに特定悪臭物質に追加指定されましたが、これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア等5物質と同様、最も厳しい規制基準を設定しました。

さらに、平成6年4月に悪臭防止法施行規則が改正され、排出水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系4物質に係る規制基準の設定方法が定められましたが、これらの特定悪臭物質についても、平成8年4月に規制基準を設定しました。規制対象の特定悪臭物質の規制基準は表2-27のとおりです。

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っており、平成17年度の悪臭測定の実施状況は、表2-29のとおりです。

表 2-29 平成17年度 悪臭測定実施状況

発 生 源 業 種	測定工場・事業場数
下 水 処 理 場	0
化 学 工 場	3
廃棄物処理事業場	3
肥料・飼料工場	1
と畜場	1
計	8

## 5 土壌汚染

### (1) 概況

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな汚染問題として、重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等の跡地の再開発や廃棄物処分場跡地等での土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌汚染については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として平成3年に「土壌の汚染に係る環境基準」が設定されています。

また、それまで土壌汚染対策に関する法制度がなかったことから、環境省では、平成12年12月から学識経験者からなる「土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会」において、土壌環境保全対策のために必要な制度の在り方について調査・検討を進めてきました。

同検討会では平成13年9月に中間的な取りまとめが行われ、これを受けて、同年10月に環境大臣から中央環境審議会に対して「今後の土壌環境保全対策の在り方について」を諮問し、平成14年1月に同審議会から答申がなされました。

この答申を踏まえ、平成14年5月22日通常国会にて「土壌汚染対策法」が成立し(同月29日公布)、平成15年2月15日より施行されました。

### (2) 土壌環境基準

平成3年8月、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条(現行、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壌の汚染に係る環境基準」が告示(平成3年環境庁告示第46号)されました。この告示の中で、汚染環境基準の項目として、カドミウム、シアン等10項目の有害物質が定められました。

さらに、平成5年3月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成6年2月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成13年3月には、ふっ素及びほう素について土壌環境基準が追加されました。

また、平成11年12月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成11年環境庁告示第68号)。

本市では、平成11年度から土壌中のダイオキシン類の調査を行っています。

### (3) 土壌汚染対策

#### ア 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針

土壌汚染は地下水汚染と密接な関係をもつため、適切な土壌汚染対策は地下水の汚染防止に重要な役割を果たします。土壌汚染から地下水汚染への汚染機構を十分把握しないまま対策を行っても地下水の浄化効果が現れないことから、環境省(当時、環境庁)は、平成6年11月、「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」を策定しました。

その後、浄化技術に関する新たな知見の集積や、地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定等に伴い、当指針の拡充・整備が必要となりました。そのため、環境省は当指針を全面的に改定し、平成11年1月、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を策定しました。

この指針は、土壌・地下水汚染に係る調査及び対策について、具体的な技術上の手順等を示したものです。

## イ 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、有害物質を取扱っている工場・事業場が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。そのため、汚染の可能性の高い土地について、土地利用の変更等の一定の機会をとらえて調査を実施すること、そして、土壌汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講ずること等を定めています。平成17年7月に本市における最初の「指定区域」として、八幡西区岸の浦二丁目10番1号（地番）の一部が指定されました。

## ウ 土壌汚染対策指導要領

本市では事業活動に伴う六価クロム、油及びシアンによる土壌汚染を経験したことを踏まえ、また、工場移転や閉鎖による工場・事業場跡地が市街地の再開発用地として利用される場合が多くなる傾向にあることもあって、これら跡地の有害物質による土壌汚染問題について統一的・効率的な土壌汚染対策の推進を図るため、昭和63年4月、「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」を策定しました。

その後、「土壌の汚染に係る環境基準」や土壌汚染対策法が定められたことから、平成18年4月、全面的に改定しました。

改定した要領では、概況調査や詳細調査の実施、汚染土壌の処理対策方法、処理対策後の追跡調査等について定め、事業場等に必要な指導を行うこととしています。

## 6 有害化学物質による環境汚染への対応

### (1) ダイオキシン類

ダイオキシン類削減対策の基本となる「ダイオキシン類対策特別措置法」は平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日から施行されました。同法では、施策の基本となる耐容一日摂取量（TDI）を4ピコグラム（TEQ/kg/日）と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制の対象となる特定施設、排出ガス及び排出水に係る排出基準及び廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準等が規定されています。また、国が削減計画を策定すること、地方自治体が汚染状態の調査をし、結果を公表すること、排出事業者が排出ガス・排出水等の汚染の状態を測定し、報告することが義務づけられています。

本市では、これを受けて、大気、公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質、河川及び海域の底質及び土壌についての環境基準適合状況を調査するとともに、生物（魚類）のダイオキシン類調査も合わせて実施しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、特定施設設置届出書の提出、排出ガス・排出水・燃え殻及びダストの測定（自主測定）の実施を指導しました。また、事業場排出ガス・排出水について検査（行政検査）を実施しました。

## ア 環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く)	年間平均値 1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

環境省告示第68号（平成11.12.27）、環境省告示第46号（平成14.7.22）改正

## イ 一般環境の状況

一般環境の状況を把握するため、平成17年度は、大気、水質（海域、河川及び地下水）、底質、生物及び土壌についてダイオキシン類の測定を行いました。

### (ア) 大気

大気については、一般環境大気測定局4箇所(図2-14)において年4回測定を行いました。各観測地点の測定結果（年平均値）は、いずれも環境基準に適合していました。

調査結果は、表2-30のとおりです。

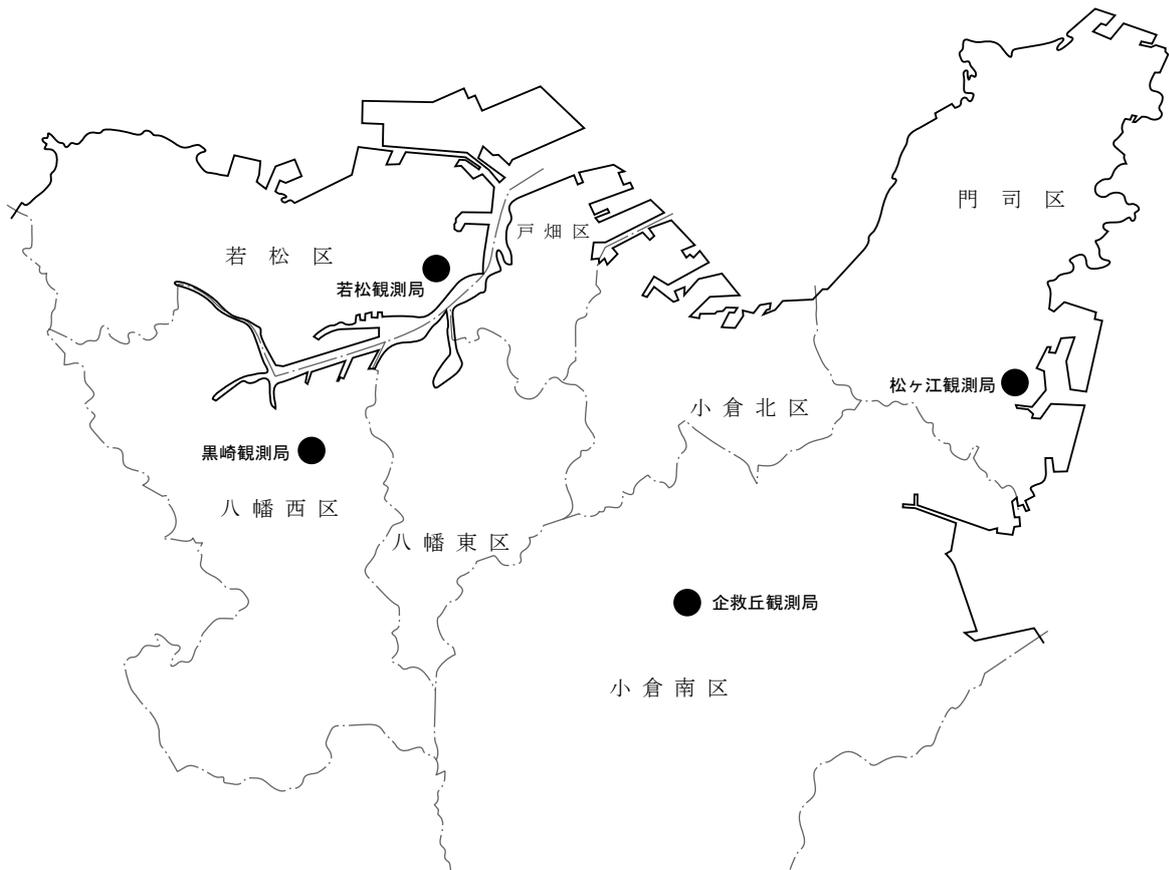
表2-30 平成17年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区(松ヶ江)	0.035	0.031	0.023	0.067	0.039
小倉南区(企救丘)	0.035	0.058	0.033	0.051	0.044
若松区(若松)	0.12	0.041	0.029	0.075	0.066
八幡西区(黒崎)	0.031	0.060	0.038	0.055	0.046

( ) は、一般環境大気測定局名

図 2-14 平成 17 年度 一般環境大気中のダイオキシン類調査地点



#### (イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点 5 地点 (図 2-15) 河川最下流の環境基準点 15 地点 (図 2-16) 及び湖沼の環境基準点 1 地点 (図 2-16)、計 21 地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準 (1pg-TEQ/ℓ以下) に適合していました。

各観測地点名及び調査結果は、表 2-31 のとおりです。

図 2-15 平成 17 年度 海域における水質・底質・生物中のダイオキシン類調査地点

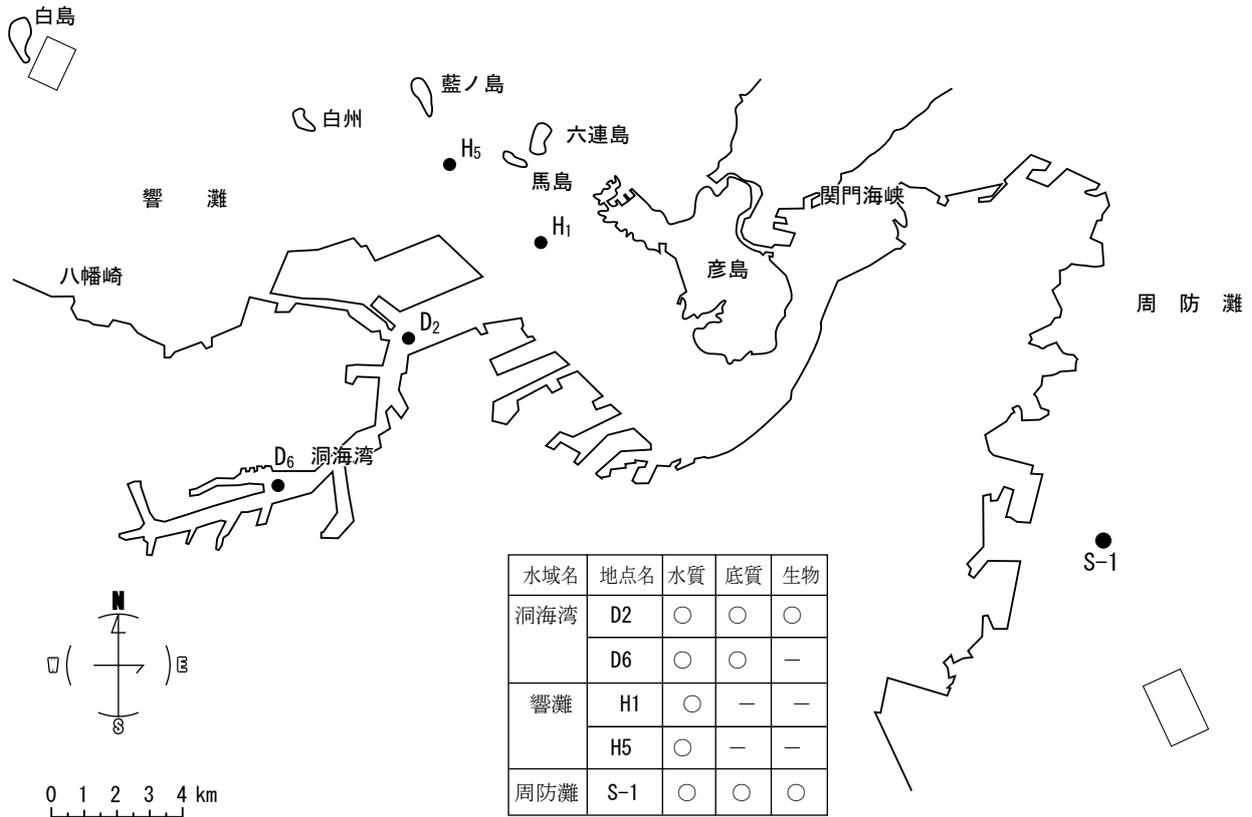


表 2-31 平成 17 年度 海域・河川及び湖沼のダイオキシン類濃度

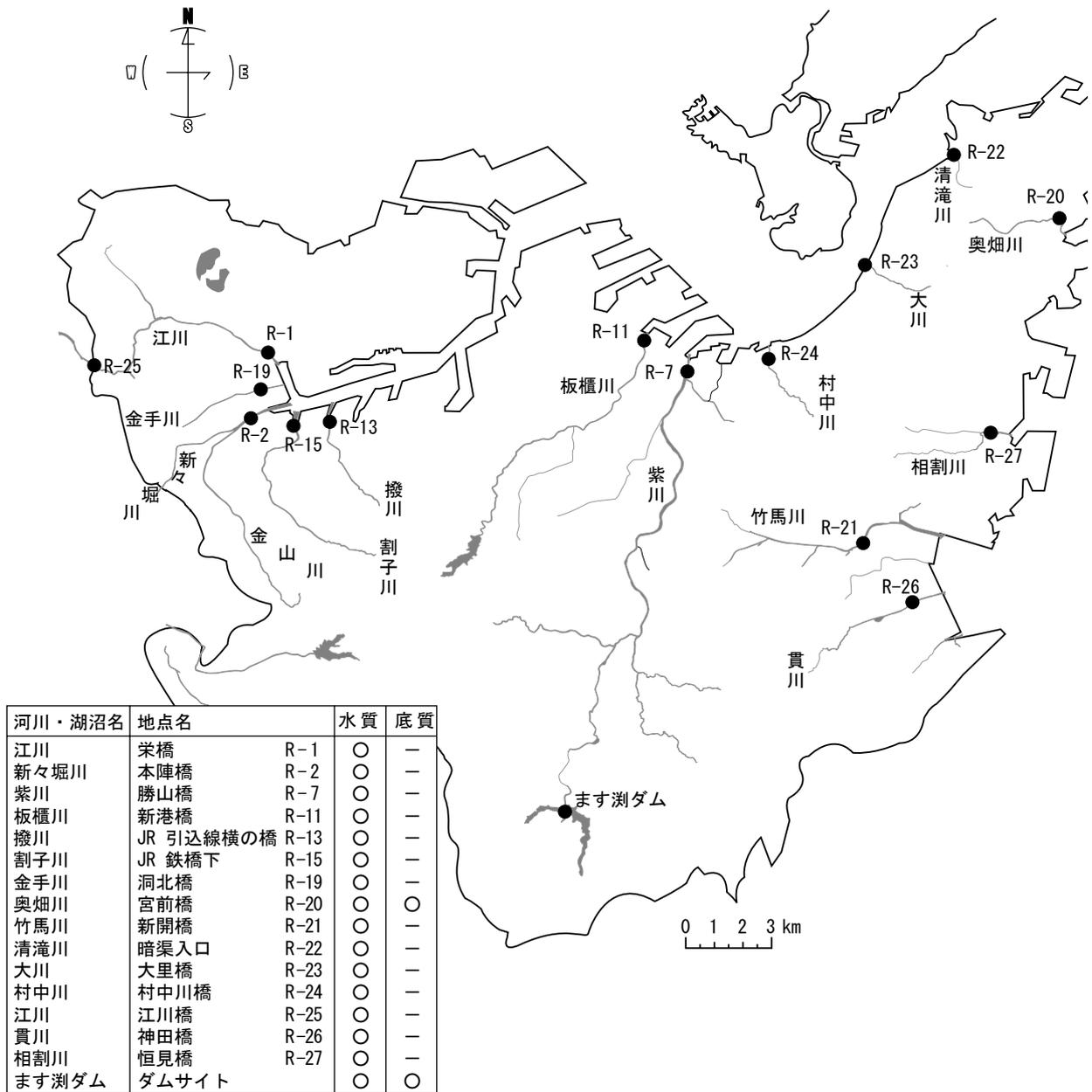
単位 : pg-TEQ/l

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川・湖沼名	地点名	
海域	洞海湾	D2	0.076*
		D6	0.12
	響灘	H1	0.072*
		H5	0.068
	周防灘	S-1	0.067
河川	大川	大里橋	0.087
	村中川	村中川橋	0.15
	紫川	勝山橋	0.099
	板櫃川	新港橋	0.14
	撥川	JR引込線横	0.074
	江川	江川橋	0.086
		栄橋	0.095
	割子川	JR鉄橋下	0.078
	新々堀川	本陣橋	0.068
	金手川	洞北橋	0.073
	奥畑川	宮前橋	0.11
	清滝川	暗渠入口	0.16
	相割川	恒見橋	0.14
	竹馬川	新開橋	0.19
	貫川	神田橋	0.075
湖沼	ます淵ダム	ダムサイト	0.067

※は、2日2回測定 of 平均値



図 2-17 平成 17 年度 河川及び湖沼における水質・底質のダイオキシン類調査地点



(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点 3 地点 (図 2-15)、河川の環境基準点 1 地点 (図 2-16) 及び湖沼の環境基準点 1 地点 (図 2-16) の計 5 地点において年 1 回測定を行いました。

各観測地点名及び調査結果は、表 2-33 のとおりで、環境基準 (150pg-TEQ/g 以下) にすべて適合していました。

表 2-33 平成 17 年度 底質のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g・dry

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川・湖沼名	地点名	
海 域	洞海湾	D2	16
		D6	42
	周防灘	S-1	6.1
河 川	奥畑川	宮前橋(R-20)	0.80
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	7.8

(オ) 生物

生物については、沿岸海域の 2 地点（図 2-15）で採取された 2 種を対象に年 1 回測定を行いました。

調査結果は、表 2-34 のとおりです。

表 2-34 平成 17 年度 生物中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g

調査地点	種類	測定値
洞海湾D2	カワハギ	0.083
周防灘S-1	ガザミ	1.9

(カ) 土壌

土壌については、市内 10 地点（図 2-17）において年 1 回測定を行いました。各観測地点の測定結果は、全地点で環境基準（1,000pg-TEQ/g）に適合していました。

各観測地点名及び調査結果は、表 2-35 のとおりです。

表 2-35 平成 17 年度 土壌のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g

調査地点		測定値
門司区	田野浦一丁目	0.043
	大里戸ノ上三丁目	0.0018
小倉北区	昭和町	0.28
小倉南区	中曽根東三丁目	0.14
	若園四丁目	0.039
若松区	青葉台西一丁目	0.00060
八幡東区	日の出一丁目	0.38
八幡西区	萩原三丁目	0.00060
	中の原一丁目	0.47
戸畑区	北鳥旗町	0.017

ウ 発生源の状況及び指導

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、水質基準対象施設）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）対象事業場の状況は表 2-36 のとおりです。

表 2-36 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(平成18年3月31日現在)

	設置名	設置数	
		事業場数	施設数
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	2	3
	製鋼用電気炉	3	3
	アルミ溶解炉	5	5
	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	9
2t/h~4t/h		4	5
2t/h 未満		28	36
水質基準対象施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	2
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	16	37
	廃PCB又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	8
	フロン類の破壊の用に供する施設	1	2
	下水道終末処理施設	3	4
	他の事業場から排出される汚れ等の処理施設	1	1
瀬戸法対象事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	3	21
合 計		78	149

(イ) 発生源の状況及び指導

a 一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場 3 工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰、排水及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(a) 排出ガス

全施設とも排出基準 ( $1\text{ng-TEQ} / \text{m}^3_{\text{N}}$ ) に適合していました。(表 2-37)

表 2-37 平成 17 年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位 :  $\text{ng-TEQ} / \text{m}^3_{\text{N}}$

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.93
	2号炉	0.70
日明工場	1号炉	0.13
	2号炉	0.12
	3号炉	0.21
皇后崎工場	1号炉	0.0051
	2号炉	0.0069
	3号炉	0.0057

(b) 焼却灰・ばいじん、排水及び排水処理汚泥

既設（平成12年1月15日以前に設置）の施設（3工場とも）については廃棄物焼却炉に係るばいじん等の規制値はありませんが、判定基準（3ng-TEQ/g）を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

焼却灰については、3工場とも特別管理廃棄物に該当しませんでした。

ばいじんについては、新門司工場及び日明工場のばいじんが特別管理廃棄物に該当していますが、3工場とも全て適正に処理（薬剤による安定化処理）し、最終処分しています。（表2-38）

表2-38 平成17年度 焼却工場の焼却灰、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度

焼却工場名	焼却灰 ng-TEQ/g	ばいじん ng-TEQ/g	排水 pg-TEQ/l	排水処理汚泥 ng-TEQ/g
新門司工場	0.011	8.0	排水及び排水処理汚泥なし	
日明工場	0.26	7.0	排水なし	1.1
皇后崎工場	0.0070	1.3	排水なし	0.0050

(c) 管理型最終処分場の放流水

市内5ヶ所の管理型最終処分場については、いずれも維持管理基準（10pg-TEQ/l以下）に適合していました。（表2-39）

表2-39 平成17年度 廃棄物処分場の放流水中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/l

処分場数	測定値
5	0.0020~0.63

b 立入検査

(a) 立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第34条の規定に基づき実施しました。立入検査の実施状況は表2-40のとおりです。

表2-40 平成17年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数	立入検査のべ人員数
大気基準適用施設	8	30	16
水質基準対象施設 (瀬戸法対象事業場を含む)	4	22	8

(b) 排出ガスの監視測定

8事業場8施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定した結果、すべての事業場において排出基準に適合していることを確認しました。(表2-41)

表2-41 平成17年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>

施設名		事業場数	最小～最大	排出基準値	
鉄鋼用焼結炉	既設	1	0.93	1	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	既設	1	0.0089	0.1
	2t/h～4t/h	既設	1	1.5	5
		新設	1	0.10	0.1
	2t/h未満	既設	3	0.27～4.3	10
		新設	1	0.0072	5

(c) 事業場排水の監視測定

4事業場5排水口について測定した結果、すべての事業場排水口で排水基準(10pg-TEQ/ℓ)に適合していました。(表2-42)

表2-42 平成17年度 事業場排水中のダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/ℓ

事業場数	排水口数	測定値
4	5	0.0030～0.92

c 事業者自主測定の結果

(a) 大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象44事業場(70施設)のうち、休止中の3事業場(8施設)を除く41事業場(62施設)からの報告がありました。結果は表2-43のとおりです。1事業場1施設において排出基準を超過していたため、施設を停止させ、改善対策の実施を指導しました。

表 2-43 平成 17 年度 大気基準適用施設の排出ガス中ダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>

施設名		報告数		最小～最大	基準値	排出基準値に適合しない施設数	
		事業場数	施設数				
鉄鋼用焼結炉	既設	2	2	0.093～0.52	1	0	
	新設	0	0	—	0.1	0	
製鋼用電気炉	既設	3	3	0.0000026～0.98	5	0	
	新設	0	0	—	0.5	0	
アルミ溶解炉	既設	4	4	0.000018～0.83	5	0	
	新設	1	1	0.16	1	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	既設	7	13	0.000095～0.93	1	0
		新設	2	3	0.000093～0.0076	0.1	0
	2t/h～4t/h	既設	4	5	0.0076～3.9	5	0
		新設	0	0	—	1	0
	2t/h未満	既設	27	28	0.000038～190	10	1
		新設	7	7	0.000021～0.042	5	0

(b) 水質基準対象施設に係る排水

いずれの施設も基準に適合していました。(表 2-44)

表 2-44 平成 17 年度 水質基準対象施設に係る排水水中ダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/l

施設名	報告数		最小～最大	基準値	基準値に適合しない排水口数
	事業場数	排水口数			
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	3	4	0.00067～3.9	10	0
下水道終末処理施設	3	4	0.00060～0.0032	10	0

(c) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

既設（平成 12 年 1 月 15 日以前に設置）の廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等については、判定基準（3ng-TEQ/g）を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

平成 17 年度の自主測定の結果から特別管理廃棄物に該当していたのは、5 事業場（8 施設）のばいじんでしたが、全て適正に処理（薬剤による安定化処理等）していることを確認しました。結果は表 2-45 のとおりです。

表 2-45 平成 17 年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/g

施設名	報告数		最小～最大	特別管理廃棄物の 判定基準値 (平成14.12.1～)	
	項目	事業場数			施設数
廃棄物 焼却炉	ばいじん	23	32	0.00011～15	3
	焼却灰	29	41	0～1.8	

(d) 小型焼却炉指導

ダイオキシン類対策特別措置法対象規模未満の小型焼却炉については、市の「小型焼却炉に係るダイオキシン類排出抑制指導要綱」に基づき、家庭用、事業用を問わず、小型焼却炉の設置者に対して廃棄物の分別、リサイクルの推進、プラスチック類の焼却の自粛等を求めています。

さらに、平成 14 年 12 月 1 日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による焼却炉の構造基準が厳しくなり、炉内の温度が 800℃以上、定量処理、温度計、助燃装置の設置等の基準に適合しない焼却炉でゴミを燃やすことができなくなりました。

本市では、ゴミの適正処理について、環境情報紙「かえるプレス」を通じて市民に周知し啓発を行いました。

エ 分析・検査体制の整備

平成 11 年 7 月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」を受け、本市のダイオキシン類に係わる監視体制を充実させるため、ダイオキシン類分析・検査専用の実験室を、平成 12 年 3 月に環境科学研究所に整備しました。

当実験室は、毒性の強いダイオキシン類から周辺地域の汚染及び分析作業者の暴露を防止するため、ケミカルハザードの機能を有し、また、分析化学の中で最も困難といわれている超微量分析の技術を駆



ダイオキシン類分析室（低濃度試料前処理室）

使用するダイオキシン類の分析・検査に対応するため、分析妨害物質の除去設備を装備しています。さらに、実験室内には、ダイオキシン類を数十fg(フェムトグラム:10<sup>-15</sup>g)まで検出できる高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析計をはじめ、データ処理装置、自動ソックスレー抽出装置及び濃縮装置などを設置しています。

平成 17 年度に環境科学研究所が実施したダイオキシン類に係わる分析・検査は、表 2-46 のとおりであり、のべ検体数は 82 検体でした。

表 2-46 平成 17 年度 ダイオキシン類検査数

検体種類	環境大気	排ガス	環境水	工場排水	土 壤	生物試料	底 質	地下水	合 計
検体数	24	13	22	5	10	2	5	1	82

## (2) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

環境ホルモン（正式名称：内分泌かく乱化学物質）について、国は平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題の環境庁の対応方針について～環境ホルモン戦略計画 SPEED'98～」をとりまとめました。

国ではこれまでに内分泌かく乱作用が疑われる物質の中から優先的に調査すべき物質として約70の化学物質を示し、これらの物質を中心とした大気、水質、水生生物等に係る緊急全国一斉調査を実施しました。さらに、優先してリスク評価に取り組む物質として平成12年度に12物質を決定していましたが、平成13年度は8物質を、平成14年度は24物質（うち16物質は文献調査対象物質）を新たに追加しました。また、平成13年度にリスク評価を行っていた物質の一つであるノニルフェノールについて、我が国の環境中にみられる同物質は、魚類への内分泌かく乱作用を通じ、生態系に影響を及ぼしている可能性があるとしてリスク評価を行い、低減に向けた対策が必要であることが示されました。平成14年度には、リスク評価を行っていた物質の一つである4-オクチルフェノールについて、魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが確認されました。

平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—ExTEND2005—」を公表し、平成17年4月から、この方針に沿った取り組みを推進することとしています。

本市においても、環境ホルモン問題は、環境や人の健康に関連が深い非常に重要な問題としてとらえ、国への調査協力に加え、平成10年9月には、学識経験者を中心とした「北九州市における外因性内分泌攪乱化学物質の野生生物に与える影響に関する検討委員会（略称：環境ホルモン北九州委員会）」（小野勇一委員長）を設置し、市独自の調査研究を行ないました。

その結果、山田緑地における形態異常カエルについては、化学物質が直接の原因ではなく、遺伝によることが明らかになりました。

今後とも、環境ホルモンに関する情報収集や環境調査を進めると共に、市民講座や各種講演を通じて啓発を続けて行きます。

## (3) PRTR 制度

### ア PRTR 制度とは

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

### イ PRTR 法制定の背景

平成4年、国連開発環境会議（地球サミット）で、PRTRの位置付けや背景となる考え方等が示され、PRTRの重要性が認められることとなりました。その後、平成8年に経済協力開発機構（OECD）の理事会により、加盟国がPRTR制度を導入するように勧告が行われました。これを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆるPRTR法）」が公布され、その中では対象として354の化学物質が指定されています。その後、平成13年4月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始

され、その把握内容について平成 14 年度に最初の報告が行われました。

## ウ PRTR の届出

平成 14 年度から法律に基づいた PRTR の届出が行われていますが、北九州市における平成 17 年度の集計結果（平成 16 年度の排出量・移動量）は、環境への排出量が 2,406 トンで全国排出量の 0.9%、事業所外への移動量が 2,788 トンで全国移動量の 1.2%でした。

このうち、最も排出量・移動量の多かった第一種指定化学物質は、溶剤等に用いられているトルエンであり、最も排出量・移動量の多かった業種は、化学工業でした。それぞれ、排出量・移動量の上位 5 物質及び業種を表 2-47、表 2-48 に示します。

なお、平成 17 年度の届出は 277 件あり、その内訳は、紙による届出が 197 件、磁気ディスクによる届出が 2 件、及び電子情報処理組織による届出が 78 件でした。

表 2-47 排出量・移動量の上位 5 物質とその量

(トン/年)

第一種指定化学物質	※ 排出量・移動量
トルエン	1,624 (1,290、334)
マンガン及びその化合物	805 (2、803)
クロム及び三価クロム化合物	360 (0.1、360)
塩化メチレン	313 (220、93)
フェノール	308 (4、304)

※数字は総合計（排出量・移動量）の順

表 2-48 排出量・移動量の上位 5 業種とその量

(トン/年)

業 種	※ 排出量・移動量
化学工業	1,436 (498、938)
鉄鋼業	1,403 (149、1,254)
金属製品製造業	947 (743、204)
窯業・土石製品製造業	583 (577、6)
電気機械器具製造業	175 (28、147)

※数字は総合計（排出量・移動量）の順

## (4) PCB 処理事業

### ア 背景

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下 PCB）は、安定性や絶縁性に優れ、かつてトランスやコンデンサの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和 47 年に製造が中止されました。その後も、適正に処理する施設がなく、30 年にわたる保管の間に紛失や漏出などが生じたケースもあり、PCB による環境汚染は、先進国だけでなく、PCB を全く使用していない北極圏の人々から PCB が検出されるなど、地球規模の問題となっています。

PCB の処理は世界的な課題であり、我が国でも「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特

別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成13年に行われ、PCBの適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、環境事業団は平成16年4月1日に解散し、PCB廃棄物処理事業に係る業務等は、日本環境安全事業株式会社へ継承されました。

## イ これまでの取組

本市は、平成12年12月、国から西日本17県を対象エリアとするPCB処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市PCB処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに100回を超える市民説明会を開催しました。

これらの過程においては、情報公開に努め、安全性検討委員会では、市民の傍聴をはじめ、委員会資料や討議内容をホームページで公開するなど、検討経過を広く公開しながら審議を進めました。また、市民と安全性検討委員会委員との意見交換会も開催しました。

さらに、市民意見の聴取に努め、寄せられた意見や質問に対しては個別に回答するとともに、取りまとめを行い、市のホームページに掲載しました。

これらの取り組みの後、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB処理施設立地にあたっての条件をとりまとめました。平成13年10月11日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など本市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的なPCB処理施設の本市への立地が決定しました。

処理施設は第一期・第二期に分けて整備されることになっており、平成16年12月より第一期の施設が操業を開始しました。

本市は、本事業において事業主体である、環境事業団（現・日本環境安全事業株式会社）を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境事業団との間で、環境基本条例に基づく環境保全協定を締結しました。この中で、排気や排水等による公害の防止に加え、「環境事業団（現・日本環境安全事業株式会社）の責務と方策」「情報公開や処理施設の公開」などについて規定しています。

さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州市PCB処理監視委員会」を平成14年2月に設置し、施設の計画、建設、操業の各段階を通して監視を行うこととしています（平成18年3月31日現在13回開催）。監視委員会は、法的な権限は無いものの、事業の計画段階から、環境事業団（現・日本環境安全事業株式会社）、環境省などの関係者から説明を受け、操業開始後は施設への立入や書類の閲覧などを行い、必要に応じ市に意見を述べることとしています。また、安全性検討委員会と同様に情報公開を進めており、その内容はホームページや監視委員会だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

事業主体	日本環境安全事業株式会社
施設立地場所	若松区響灘地区(若松区響町一丁目) 「北九州エコタウン総合環境コンビナート隣接地」5.4ha
処理対象物	岡山県以西17県のPCB廃棄物
施設の能力 (PCB油分解量)	第1期:0.5トン/日 第2期:1.3トン/日(予定)
処理方式	第1期:前処理方式:洗浄法と真空加熱分離法の組み合わせ 液処理方式:化学処理法(脱塩素化分解法) 第2期:検討中
今後のスケジュール (予定)	平成20年度中 第2期施設操業開始 平成27年3月 処理完了

ウ 平成17年度PCB廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

本市は、PCB廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため平成16年度から引き続き排出源及び周辺環境の監視・測定を実施した。(図2-18)

測定結果は、排出基準が設けられているものについては、雨水排出水のダイオキシン類以外は排出基準に適合しており、環境基準が設けられているものについては環境基準に適合していた。

図2-18 平成17年度環境モニタリング調査地点図



a 排出ガス

- PCB 何れの排出口も排出管理目標値※ (0.01mg / m<sup>3</sup><sub>N</sub>) に適合していました。
- ダイオキシン類 何れの排出口も排出管理目標値※ (0.1ng / m<sup>3</sup><sub>N</sub>) に適合していました。
- ベンゼン 何れの排出口も排出管理目標値※ (50mg / m<sup>3</sup><sub>N</sub>) に適合していました。

	PCB (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	ベンゼン(mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
測定結果	0.000001未満~0.00016	0~0.0093	0.071未満
試料採取日	1月17日~19日	1月17日~19日	1月17日~18日
排出管理目標値※	0.01	0.1	50
測定回数(回/年) 及び測定地点	1回/年 排出口7ヶ所(G1~G7)	1回/年 排出口7ヶ所(G1~G7)	1回/年 排出口3ヶ所(G3~G5)

※排出管理目標値「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書(平成15年4月23日締結)」に基づく排出管理目標値

b 公共下水道排水

- PCB 排水基準 (0.003mg / L) に適合していました。

	PCB (mg/L)
年平均値	0.0005未満
排水基準値	0.003
測定回数(回/年)及び測定地点	2回/年 公共ます

c 雨水排水

- PCB 排水基準 (0.003mg / L) に適合していました。
- ダイオキシン類 排水基準 (10pg-TEQ / L) を超過していました。

	PCB (mg/L)	ダイオキシン類 (10pg-TEQ/L)
測定結果	0.0005未満	12
試料採取日	1月13日	1月13日
排水基準値	0.003	10
測定地点	敷地出口	

(イ) 周辺環境

a 大気

- PCB 評価基準値 (0.0005mg / m<sup>3</sup>) ※を下回っていました。
- ダイオキシン類 環境基準 (0.6pg-TEQ / m<sup>3</sup> 以下) に適合していました。
- ベンゼン 環境基準 (0.003mg / m<sup>3</sup> 以下) に適合していました。

	PCB (mg/m <sup>3</sup> )	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	ベンゼン (mg/m <sup>3</sup> )
年平均値	0.00017 × 10 <sup>-3</sup>	0.066	0.0017
環境基準等	0.0005※	0.6	0.003
測定回数(回/年) 及び測定地点	4回/年 若松観測局	4回/年 若松観測局	12回/年 若松観測局

※評価基準値「PCBを焼却処分する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について  
(昭和47.12.22、環境庁大気保全局長通知)」で示される環境中のPCB濃度

#### b 水質（周辺海域）

- PCB 何れの地点も環境基準（検出されないこと）に適合していました。
- ダイオキシン類 何れの地点も環境基準（1pg-TEQ / L 以下）に適合していました。

地点名	測定日	PCB(mg/L)	ダイオキシン類(pg-TEQ/L)
洞海湾(D2)	平均値 (年2回測定)	不検出	0.076
響灘(H1)	平均値 (年2回測定)	不検出	0.072
雨水洞海湾出口沖	11月17日	不検出	0.068
環境基準値		検出されないこと	1

#### c 底質

- PCB 溶出調査の結果は、検出されませんでした。  
なお、環境基準は設定されていません。  
成分試験の結果は、PCBを含む底質の暫定除去基準値（10mg/kg・dry）以下でした。
- ダイオキシン類 環境基準（150pg-TEQ / g・dry 以下）に適合していました。

地点名	測定日	PCB		ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg・dry)	
洞海湾(D2)	5月24日	不検出	0.04	16
環境基準値等			10未満 ※1	150 ※2

※1：PCBを含む底質の暫定除去基準(10mg/kg・dry以上)に該当しないもの。

※2：底質の環境基準値

#### d 土壌

- PCB 環境基準（検出されないこと）に適合していました。
- ダイオキシン類 環境基準（1,000pg-TEQ / g・dry 以下）に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB(溶出試験) (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
雨水敷地出口付近	11月22日	不検出	0.16
環境基準値		検出されないこと	1000

雨水排出水のダイオキシン類の測定結果が 12pg-TEQ/L であり、排水基準 (10 pg-TEQ/L) を超過していたため、再度調査を 4 月 10 日に実施したところ、測定結果は 1.4 pg-TEQ/L で基準に適合していました。

今後とも、本市は、PCB 処理施設及びその周辺環境調査を実施し、日本環境安全事業株式会社に対して PCB が適切に処理されるように監視・指導を行います。

## 7 環境科学研究所における検査・研究

### (1) 事業の内容

環境科学研究所は、市民の健康や生活環境の改善などの行政をすすめていくのに必要な科学的データを提供することを目的に、調査研究・試験検査・研修指導・情報の収集提供を行う研究機関として、昭和 49 年 1 月に設立されました。

その後、平成 6 年 4 月に、所内に水環境の総合的かつ高度な研究部門である「アクア研究センター」を創設し、名称を「環境衛生研究所」から「環境科学研究所」と改めました。平成 17 年 4 月には大気環境課、保健環境課及びアクア研究課の分析部門を統合し環境研究課とし、アクア研究課を研究開発に特化させ、様々な課題に柔軟に対応する体制を整備しました。なお、行政、市民ニーズに即応した調査研究をすすめるため、行政関係各部署からの調査研究テーマの募集を行っています。

### (2) 平成 17 年度の検査・研究内容

#### ア 保健衛生部門

##### (ア) 食品・家庭用品などに関する業務

食品分析・農業分析室では、衣・食・住など市民の生活衛生に関する健康被害の予防のため、加工食品の製造過程で使用される食品添加物や野菜・果物などの残留農薬の検査や調査研究をしています。

また、ふぐ毒やかび毒のような天然の有害物質、食品中の PCB や有機スズ化合物のような有害化学物質の検査も行っています。

このような食品に関する検査のほかにも、衣類や洗剤などさまざまな家庭用品の検査などを行っています。

##### (イ) 微生物に関する業務

微生物・ウイルス分析室では、細菌やウイルスで起こる病気を予防したり、流行の拡大を防止するための調査や研究を行っています。また、市販食品が安全で衛生的に取り扱われているか、微生物学的検査も行っています。海水や工場排水などの大腸菌群数を測定して環境の汚染実態調査を行ったりしています。

このほかに、微生物による市民の健康被害をなくすために、保健福祉局と協力して、感染症の病原体検査も行っています。

また、炭疽菌や SARS 等健康危機管理に対応するため、P3 施設を整備しました。

## イ 環境科学部門

### (ア) 大気環境に関する業務

大気分析室では、地域や地球規模での大気環境保全のために、大気汚染物質の検査や調査研究を行っています。

近年、大きな社会問題となっているダイオキシン類やベンゼンなどの有害大気汚染物質の検査を行っています。また、従来から人の健康に影響を与えるアスベストや、不快感を与える特定異臭物質（硫化水素、アンモニアなど）の検査を行っています。

このほか、地球環境に影響を及ぼすフロンガスなどの調査を実施し、大気環境の保全に努めています。

また、排ガス中のダイオキシン類の簡易迅速分析について、特許を出願しています。

### (イ) 水環境に関する業務

無機分析室では、海域、河川、地下水など公共水域の定期的な水質検査、工場など水質汚濁発生源の排水検査をしています。検査項目は、一般的な水質汚濁指標である COD、BOD、富栄養化とかわりのある窒素・リンや有害重金属などです。

化学物質分析室では、公共水域のダイオキシン類や農薬をはじめとする微量化学物質の分析や地下水中の揮発性有機物質の検査や魚のへい死事故などの原因調査を行っています。

さらに、環境省の委託を受け、法律で規制されていない水環境中の有害化学物質を対象に汚染実態把握などの調査研究を行っています。

## ウ アクア研究センターに関する業務

アクア研究センターは、平成 6 年 4 月 1 日に「水循環」を視点とした総合的な研究組織として設置され、水に係わる種々の調査研究と試験検査を実施してきました。

平成 17 年 4 月の環境科学研究所の組織改正により、一層大きな調査研究・技術開発成果を得ることを目指して試験検査業務を分離し、調査研究・技術開発の専門組織に生まれ変わりました。

それに伴い、従来の「水を活かすアクアポリス計画」に代わる新しい「調査研究等長期指針」を策定しました。その基本理念は、「持続可能な社会の創造をめざした水研究」であり、(1) 豊かな水生生態系の創造、(2) 安全な水環境の創造及び (3) 循環型社会の創造、の 3 本の基本課題に取り組むこととしました。また、調査研究及び技術開発の成果としては、「行政ニーズ」、「学術的評価」及び「実用的価値」の 3 ベクトルを高次元に達成することを目指しています。

先端分析技術開発、環境修復技術開発及び資源化技術開発の 3 グループを設置し、プロジェクト方式で、市内の水質汚濁や廃棄物問題及び世界の水問題の解決に役立つ調査研究に取り組んでおり、平成 17 年度は 9 課題を実施しました。

また、職員の能力向上、研究成果の公表及び地元大学・企業等との共同研究を推進することを目的に、平成 17 年 8 月に「アクア研究センター研究発表会」を開催しました。

(3) 主な調査研究

No.	調査研究テーマ	共同研究機関
1	自動車排ガスからの揮発性有機化合物の実態調査	
2	環境大気中におけるPCB等POPsの迅速分析法の開発	九州テクノリサーチ、国立環境研究所
3	LC/MSを用いた環境化学物質分析法開発調査	国立環境研究所、福岡県保健環境研究所、静岡県立大学大学院
4	食品中の農薬等有害化学物質に関する調査研究	国立医薬品食品衛生研究所ほか
5	食中毒と下痢症起因ウイルスの関連性の調査	九州各県・市衛生研究所
6	赤潮防止策としてムラサキガイを用いた水質浄化技術の開発	建設局、港湾空港局、九大、北大、熊本県立大
7	第二次洞海湾生態系調査(魚介類、海藻類、底生生物、干潟生物)	港湾空港局、九大、熊本県立大、水産大学校、北大
8	化学物質(1,000種以上)の一斉分析用データベースの開発	環境研究課、島津製作所、西川計測
9	緊急時における化学物質モニタリング手法の開発	環境研究課
10	下水汚泥の減量化及び資源化(バイオマスエネルギー収率向上のためのオゾン処理法による下水汚泥の改質)	建設局、(株)安川電機、その他
11	下水汚泥の減量化及び資源化(生ゴミと下水汚泥の混合消化によるバイオマスエネルギー化)	建設局
12	光触媒製品のJIS化	(独)産業総合技術研究所、その他クロスチェック機関

(4) 試験検査〈内訳〉

試験検査項目			件数
性病	梅毒		853件
ウイルスリケッチア等検査	分離・同定・検出	ウイルス	335件
	抗体検査	ウイルス	6件
		クラミジア・マイコプラズマ	850件
病原微生物の動物試験			28件
食中毒	病原微生物検査	細菌	183件
		ウイルス	109件
		核酸検査	23件
		その他	—
臨床検査	血清等検査	エイズ検査	876件
		HBs抗原、抗体検査	27件
		その他	—
	その他	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)	
食品等検査	微生物学的検査		324件
	理化学的検査		940件
	動物を用いる試験		5件
	その他		305件
上記以外細菌検査	分離・同定・検出		78件
	核酸検査		22件
	抗体検査		4件
	化学療法剤に対する耐性検査		16件
医薬品・家庭用品等検査	医薬品		5件
	家庭用品		73件
	その他		—
水道等水質検査	利用水等	細菌学的検査	116件
		理化学的検査	—
廃棄物関係検査	産業廃棄物	理化学的検査	—
環境・公害関係検査	大気検査	浮遊粒子状物質	3件
		降下煤塵	4,380件
		有害化学物質・重金属等	780件
		その他	69件
	水質検査	公共用水域	2,061件
		工場・事業用排水	761件
		その他	516件
	悪臭検査		78件
	土壌・底質検査		80件
環境生物検査	藻類、プランクトン、魚介類	18件	
	その他	—	
その他			1,860件
計			15,830件

(ダイオキシン分析数 82件で内数)

## 第4節 自動車環境対策の推進

### 1 自動車環境対策の推進

#### (1) 背景

今日、自動車は、市民生活や産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしています。しかし、その一方で、自動車の排ガスや騒音などの公害が大都市を中心に大きな問題になっています。

北九州市における自動車保有台数は、平成15年度末には56万台を超え、前年度比で0.6%増加しており、市民生活における自動車への依存度は依然として高い状況にあります。

また、自動車に係る大気汚染物質のうち、浮遊粒子状物質については環境基準に適合していない地点もあります。

今後も引き続き、幹線道路の整備や公共交通機関の利用促進などの取組みを進めるほか、低公害車の普及やエコドライブの推進などの対策を総合的に進める必要があります。

北九州市における自動車保有台数（各年度末）

年度	総数	貨物自動車	乗用自動車	バス	特殊用途車 特殊車	小型 二輪車	軽自動車	原動機付 自転車
平成9	549,617	63,219	313,693	1,954	10,136	8,556	152,059	59,383
0	551,492	61,998	317,100	1,907	10,626	8,784	151,077	57,242
1	553,508	60,961	318,250	1,886	11,000	8,750	152,661	55,469
2	555,821	60,360	316,960	1,892	11,239	8,887	156,483	53,972
3	554,997	58,254	313,966	1,885	11,215	9,049	160,628	52,045
4	557,795	56,867	313,990	1,910	11,151	9,207	164,670	50,157
5	561,076	56,170	313,292	1,917	11,127	9,281	169,289	48,837

- (注) 1 資料は、「北九州市統計年鑑」による。  
2 総数には、原動機付自転車を含まない。  
3 特殊用途車とは、消防車、警察車、救急車、糞尿車、タンク車、霊柩車などをいう。  
4 特殊車とは、ブルドーザーなどの建設機械自動車をいう。  
5 軽自動車には、小型特殊自動車を含む。

#### (2) これまでの取組と成果

自動車環境対策に関する施策は、以下の4つに体系化しています。

- ・自動車単体対策（自動車構造などの改善促進、低公害車普及対策）
- ・自動車交通対策（交通流対策、物流対策）
- ・道路対策（道路網の体系的整備、道路構造の改善）
- ・沿道対策（沿道土地利用の適正化、障害防止対策）

自動車環境対策を総合的に推進していくため、平成14年2月、行政機関を中心とした従来の「北九州市自動車公害対策連絡会議」を改組して、市民、民間事業者を加えた「北九州市自動車公害対策推進協議会」を設置し、より効果的な取組みの検討を開始しました。

## ア 低公害車の普及・啓発

本市では、低公害車についての市民への普及、啓発を目的として、電気自動車などの展示・試乗を行う「エコカーフェア」を毎年開催しています。

- ・開催時期 平成 17 年 10 月 9 日～ 10 日
- ・開催場所 リバーウォーク北九州周辺
- ・入場者数 約 105,800 人

- ①低公害車の展示
- ②低公害車の試乗
- ③イベントの実施  
親子ソーラーカー教室  
エコドライブコンテスト表彰式 他

## イ アイドリングストップ運動の推進

アイドリングストップ運動を進めるため、平成 15 年 6 月から全市的にアイドリングストップ運動を開始し、事業所 441 社、市民 17,996 名（平成 18 年 3 月 31 日現在）がこの運動に参加しています。

### アイドリングストップ 4 つの宣言

1. 保有車両に”アイドリング・ストップ宣言”ステッカーをはって、“アイドリング・ストップ運動”参加車両を表明する。
2. 不必要な暖機運転”アイドリング”はやめる
3. 運転者が車から離れる場合（買物、電話、荷物の積み降ろしなど）は車のエンジンを切る。
4. 運転者の休息の際や、同乗者が車に残る場合も、気候などの状況を考えながら、できる限り”アイドリング”はやめる。

### アイドリングストップキャラクター エコドラ



ウ 平成17年度に実施された主な施策は次のとおりです。

単体対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制の強化、技術開発の促進等について国等へ要望</li> <li>・市公用車への低公害車の率先的な導入(天然ガス自動車4台、低燃費かつ低排出ガス認定車113台)</li> <li>・民間事業者による最新規制適合車等代替に対する助成(トラック1台)</li> <li>・北九州エコカーフェア2005の開催(平成17年10月)</li> <li>・エコドライブの推進</li> </ul>
自動車交通対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差部の立体化</li> <li>・公共交通機関の整備</li> <li>・都市総合交通規制の促進</li> <li>・交通管制システムの拡充</li> <li>・総合的な駐車対策の推進</li> <li>・パークアンドライドの推進(市内4箇所で開催中)</li> <li>・道路・交通情報システムの推進</li> <li>・船舶輸送の推進</li> <li>・物流拠点の整備</li> <li>・都市内物流の合理化</li> </ul>
道路対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路の整備(国道3号黒崎バイパスの建設促進)</li> <li>・道路構造の改善(遮音壁設置、歩道の設置、植樹帯の設置等)</li> <li>・道路の維持管理の徹底(ジョイントの改善、路面の補修、排水性舗装)</li> </ul>
沿道対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な用途地域の指定</li> <li>・防音性の高い建築物の立地誘導</li> <li>・防音工事費用の助成の推進</li> </ul>

### (3) 課題と今後の取組

#### ア 自動車から他の交通手段への転換の促進

小倉都心部において、買い物客等を対象にした公共交通利用促進策について、引き続き、検討を行います。

#### イ 環境にやさしい自動車運転の促進

エコドライブ(アイドリングストップ等)の推進等を行います。

#### ウ 交通流の円滑化

モーダルシフト、効率的な輸配送を促進していきます。

#### エ 道路環境の改善

低騒音舗装の実施等を推進します。



## 2 採石

### (1) 背景

平成18年3月31日現在、福岡県知事により認可を受けている市内の採石場は22箇所であり、そのうち約70%は門司区内に所在しています。

### (2) これまでの取組と成果

市内の採石場は、市街化調整区域又は風致地区に立地するものが多く、本市は、これらの採石場が周辺環境に与える騒音・振動・粉じん、水質汚濁などの影響について、集じん機・汚濁水防止施設の設置、建物の整備など、業者に対する県の適正な指導が図られるよう状況の把握及び意見の提出を行っています。

## 3 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、昭和47年9月10日から特定工場においては、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者の配置が義務づけられ、公害防止管理者を中心とする公害防止組織を整備し、工場における日常の自主的な公害防止活動が行われる体制が整備されました。

本市では、特定工場の公害防止組織及び公害防止管理者等の職務実施状況について、工場立入検査の際に調査指導しています。

公害防止管理者等が必要な特定工場数と施設能力により区分される公害防止管理者の種類は表2-50のとおりです。

表 2-50 公害防止管理者等配置状況

(平成18年3月31日現在)

項目	特定工場	公害防止統括者	大気関係 公害防止管理者				水質関係 公害防止管理者				騒音 公害防止 管理者 関係	特定 公害 防止 粉じん 関係	一般 公害 防止 粉じん 関係	振動 公害 防止 関係	主任 公害 防止 管理者	公害 防止 管理者 関係
			第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種						
計	132	114 (112)	3 (3)	6 (5)	37 (34)	31 (25)	6 (6)	13 (12)	6 (4)	8 (8)	24 (15)	0 (0)	44 (39)	13 (7)	11 (9)	6 (5)

(注) ( )は配置されている代理者数を表わす

## 4 公害対策関係諸団体

本市は、公害行政の円滑な推進を図るため、地方公共団体等で構成する公害関係諸団体に加入し、情報交換、調査研究等を行っています。

公害対策関係

諸団体は、次のとおりです。

## 公害対策関係諸団体

名 称	構 成 団 体
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海沿岸31府県市
社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海沿岸31府県市その他関係団体20団体
社団法人大気環境学会	正会員1,535人、学生会員92人、賛助会員80団体等(平成17年7月31日現在)
社団法人におい・かおり環境協会	正会員813団体、公共会員75団体、その他会員39団体(平成17年3月31日現在)
福岡県大気汚染対策協議会	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、苅田町、学識経験者若干名
全国大気汚染防止連絡協議会	153都道府県市(特別区を含む)
大都市環境保全主管局長会議	東京都、政令指定都市
福岡・山口県際間公害対策連絡協議会	福岡県、山口県、北九州市、下関市
福岡県フロン回収処理推進協議会	団体会員12、企業会員109、地方公共団体会員39

## 第6節 公害に関する苦情・要望 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知る上で重要な役割を持っています。

公害が発生した場合、当事者間の話し合い等により解決に至る例もありますが、大部分は苦情・要望として、行政機関へ持ち込まれています。

本市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速かつ的確な処理を行い、その解決を図るよう努めています。

### 1 苦情・要望の年度別推移

申し立てのあった公害に関する苦情・要望件数の総数は641件(平成16年度552件)であり、前年度に比べると89件(16.1%)増加しています。

### 2 苦情・要望の届出状況

#### (1) 発生源別

建築・土木工事101件(15.7%)、製造事業所98件(15.3%)、サービス業139件(21.7%)、商店・飲食店等26件(4.1%)、交通機関22件(3.4%)となっているほか、その他が255件(39.8%)でした。(図2-19)

このうち法・条例対象工場等は95件で、全体の14.8%となっています。

#### (2) 行政区別

小倉北区が168件(26.2%)で最も多く、次いで小倉南区が114件(17.8%)、以下、八幡西区が113件(17.6%)、若松区102件(15.9%)、門司区73件(11.4%)、戸畑区41件(6.4%)、八幡東区26件(4.1%)の順となっています。(図2-20-1)

(3) 種類別

最も多いのは、悪臭 165 件 (25.7%)、大気汚染 151 件 (23.6%) です。以下、騒音 137 件 (21.4%)、水質汚濁 133 件 (20.7%)、その他 28 件 (4.4%)、振動 27 件 (4.2%) の順となっています。(図 2-20-2)

(4) 経年変化

前年度と比較して大気汚染、騒音、水質汚濁、及びその他の苦情が増加し、悪臭、振動の苦情が減少しました。(図 2-21)

(5) 月別

6～10 月が苦情件数が多く、50 件以上でした。(図 2-22)

(6) 地域系別

住居系が 279 件 (43.5%) で最も多く、商業系が 151 件 (23.6%)、工業系が 124 件 (19.3%) でした。(表 2-51)

図 2-19 苦情・要望の発生源別構成比の推移

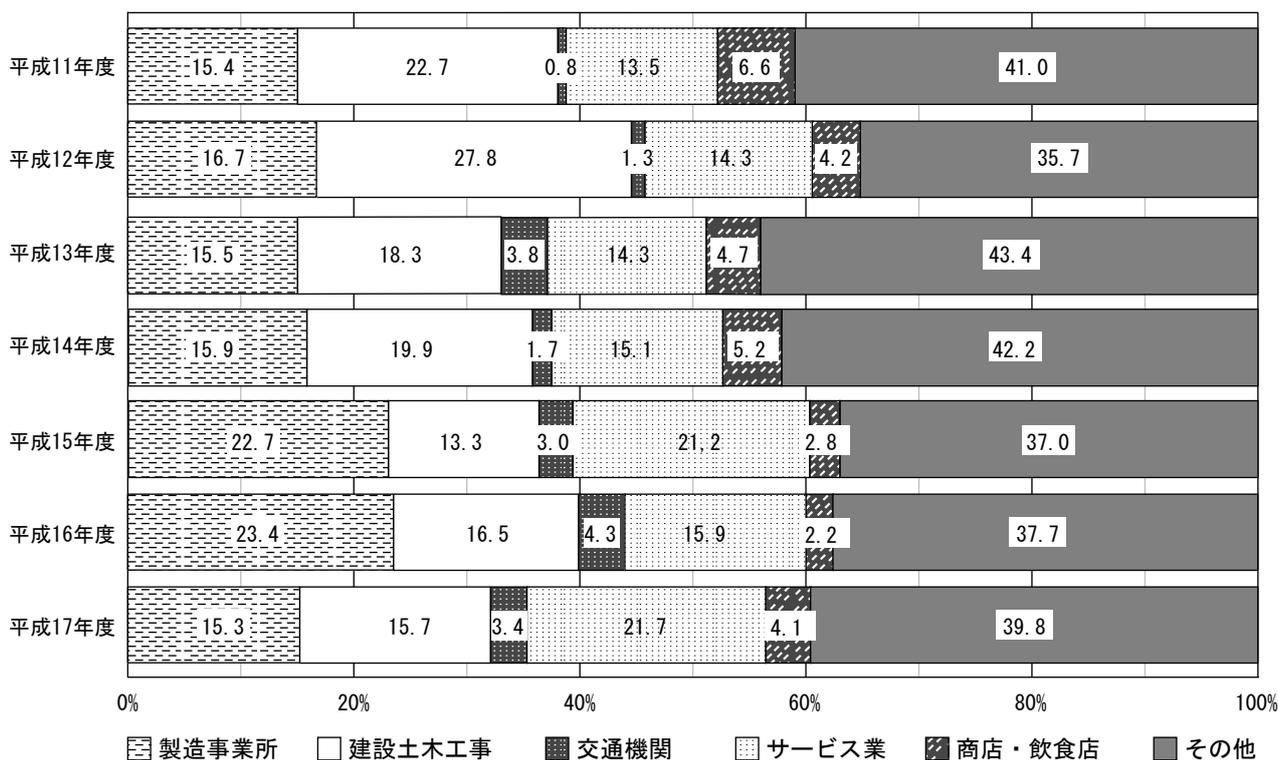


図 2-20-1 平成 17 年度  
苦情・要望の区別内訳

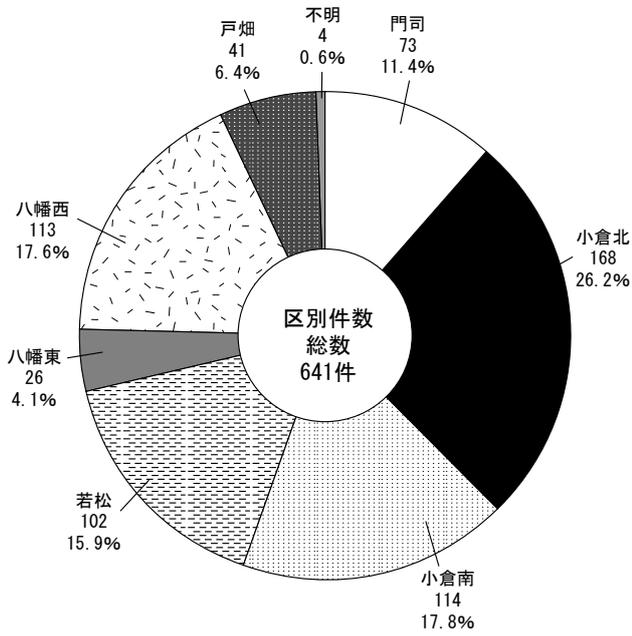


図 2-20-2 平成 17 年度  
苦情・要望の種類別内訳

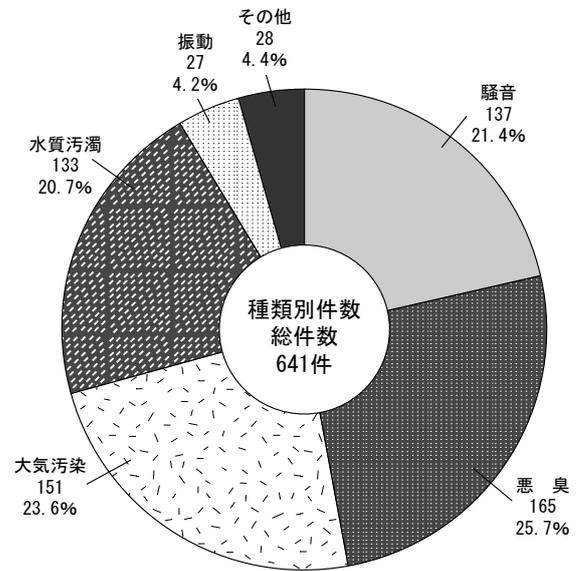


図 2-21 苦情・要望の経年変化

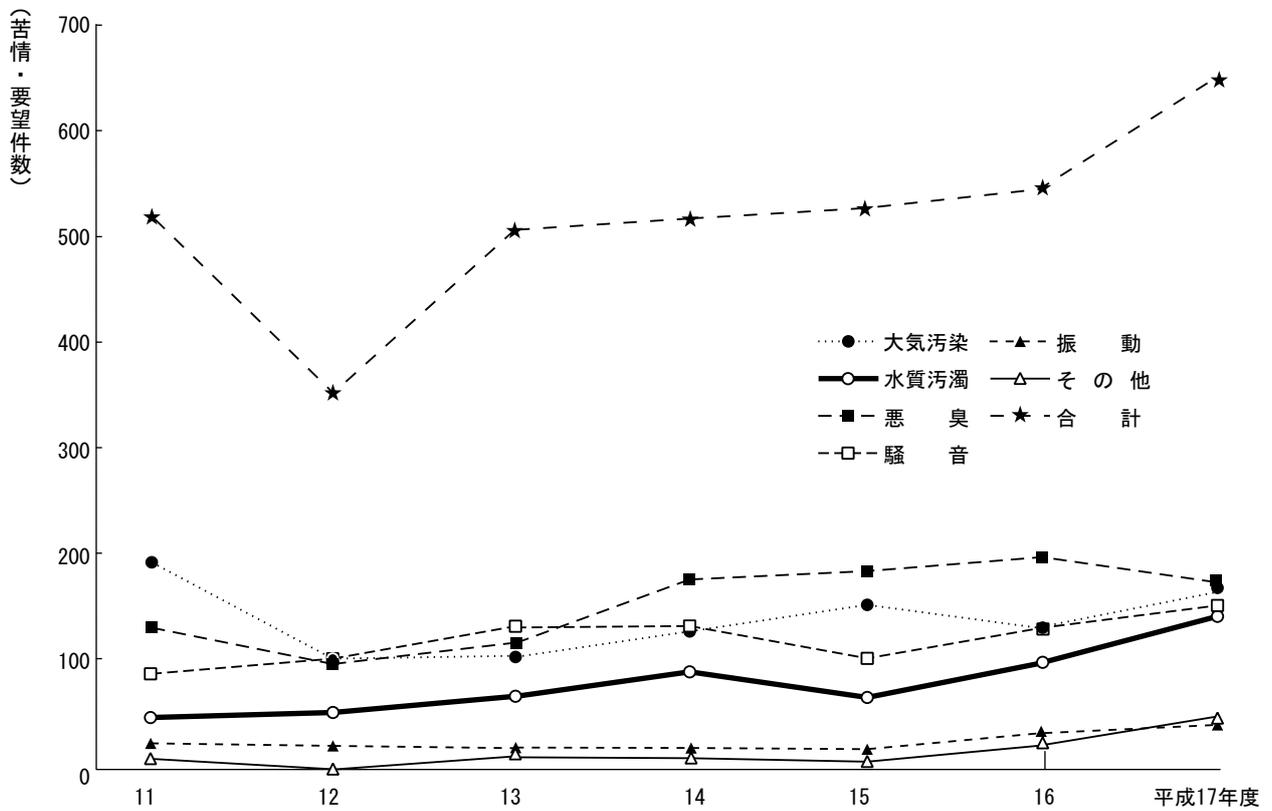


図 2-22 平成 17 年度 月別苦情・要望発生件数

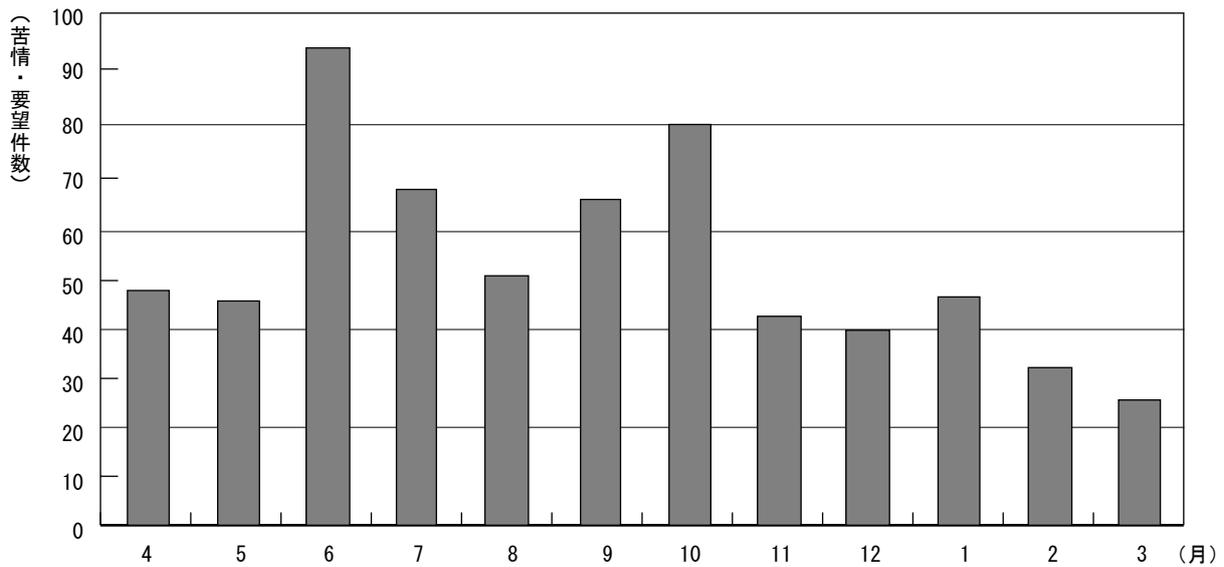


表 2-51 用途地域別苦情・要望件数

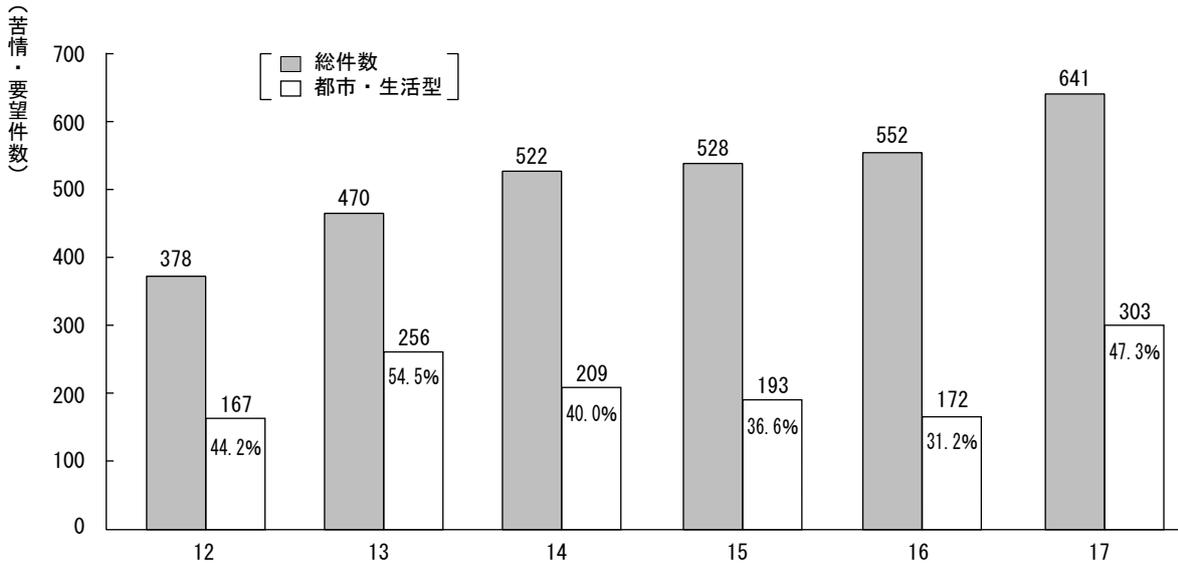
地 域	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
住 居 地 域	66	68	60	11	59	15	279
近 隣 商 業 地 域	17	23	14	2	6	2	64
商 業 地 域	15	21	27	6	13	5	87
準 工 業 地 域	10	15	2	1	5	0	33
工 業 地 域	3	3	4	1	7	0	18
工 業 専 用 地 域	22	26	3	2	17	3	73
市 街 化 調 整 区 域	13	7	13	4	24	3	64
そ の 他 の 地 域	5	0	0	0	1	0	6
不 明	0	2	14	0	1	0	17
計	151	165	137	27	133	28	641

### 3 最近における苦情・要望の特徴

産業公害の沈静化と共に、住宅・商業地域等において市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事等の苦情、いわゆる「都市・生活型の苦情」の割合が多くなっており、平成 17 年度においても 303 件（47.3%）と高い割合を示しています。（図 2-23）

法・条例対象工場・事業場以外の苦情・要望は、平成 17 年度も 546 件（85.2%）と大部分を占めていますが、発生源に対し法的強制力がなく、行政指導を主体とした解決策をとっています。

図 2-23 都市・生活型公害苦情・要望件数



#### 4 苦情・要望の処理状況

市民から苦情・要望の届出があった場合、当事者からの事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律又は条例違反があれば、公害の発生源に対し、施設及び作業方法の改善等をするように警告しています。

また、各区のまちづくり推進課等との連携を図りつつ苦情の解決に当たっています。

## 第 7 節 公害健康被害の補償と予防 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### 1 背景

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和 35 年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和 46 年 11 月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和 48 年 2 月 1 日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部 48km<sup>2</sup> が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和 48 年 10 月 15 日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、学童の疫学調査結果等により、昭和 48 年 9 月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたため、昭和 49 年 8 月 1 日、法の指定地域に隣接する 5.9km<sup>2</sup> を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による地域指定が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

これに併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定患者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害補償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われました。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、既認定患者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業が実施されることとなりました。

表 2-52 年齢別疾病別被認定者実数（法）

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	274	198	472	44.5	0	0	0	274	198	472	0	0	0	0	0	0
40～59	87	104	191	18.0	1	1	2	86	103	189	0	0	0	0	0	0
60～64	17	29	46	4.4	0	0	0	17	29	46	0	0	0	0	0	0
65～	125	226	351	33.1	14	33	47	111	193	304	0	0	0	0	0	0
計	503	557	1,060	100.0	15	34	49	488	523	1,011	0	0	0	0	0	0

表 2-53 年齢別疾病別被認定者実数（要綱）

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	31	26	57	63.3	0	0	0	31	26	57	0	0	0	0	0	0
40～59	5	4	9	10.0	0	0	0	5	4	9	0	0	0	0	0	0
60～64	2	3	5	5.6	0	0	0	2	3	5	0	0	0	0	0	0
65～	8	11	19	21.1	0	1	1	8	10	18	0	0	0	0	0	0
計	46	44	90	100.0	0	1	1	46	43	89	0	0	0	0	0	0

表 2-54 被認定者異動状況（法）

項 目	年 度													
	54~56	57~59	60~62	63~平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
被 認 定 者 数	(2,187) 472	(2,625) 438	(3,171) 546	(3,296) 125	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,298) 2	(3,298) 0	(3,298) 0	(3,298) 0	
失 効 者 数	治 癒 等	( 305) 158	( 512) 207	( 667) 155	(1,120) 453	(1,146) 26	(1,172) 26	(1,183) 11	(1,236) 53	(1,250) 14	(1,286) 36	(1,299) 13	(1,307) 8	(1,312) 5
	他都市転出	( 7) 3	( 13) 6	( 20) 7	( 33) 13	( 33) 0	( 34) 1	( 38) 4	( 38) 0	( 38) 0				
	死 亡	( 194) 83	( 279) 85	( 376) 97	( 656) 280	( 686) 30	( 719) 33	( 749) 30	( 772) 23	( 801) 29	( 822) 21	( 847) 25	( 866) 19	( 893) 22
	計	( 506) 244	( 804) 298	(1,063) 259	(1,809) 746	(1,865) 56	(1,924) 59	(1,965) 41	(2,041) 76	(2,084) 43	(2,142) 58	(2,184) 42	(2,211) 27	(2,238) 27
増 減 数	228	140	287	△621	△56	△59	△41	△76	△43	△56	△42	△27	△27	
被認定者実数	1,681	1,821	2,108	1,487	1,431	1,372	1,331	1,255	1,212	1,156	1,114	1,087	1,060	

(注)1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)  
2. ( )は累計

表 2-55 被認定者異動状況（要綱）

項 目	年 度													
	54~56	57~59	60~62	63~平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
被 認 定 者 数	( 270) 59	( 354) 84	( 433) 79	( 456) 23	( 456) —	( 456) —	( 456) 0							
失 効 者 数	治 癒 等	( 68) 14	( 87) 19	( 111) 24	( 182) 71	( 188) 6	( 192) 4	( 197) 5	( 202) 5	( 206) 4	( 207) 1	( 209) 2	( 213) 4	( 214) 1
	法 移 行	( 34) 14	( 49) 15	( 87) 38	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0	( 87) 0
	死 亡	( 11) 3	( 17) 6	( 26) 9	( 49) 23	( 53) 4	( 54) 1	( 57) 3	( 57) 0	( 57) 0	( 59) 2	( 63) 4	( 64) 1	( 65) 1
	計	( 113) 31	( 153) 40	( 224) 71	( 318) 94	( 328) 10	( 333) 5	( 343) 8	( 346) 5	( 350) 4	( 353) 3	( 359) 6	( 364) 5	( 366) 2
増 減 数	28	44	8	△71	△10	△5	△8	△5	△4	△3	△6	△5	△2	
被認定者実数	157	201	209	138	128	123	115	110	106	103	97	92	90	

(注)1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)  
2. ( )は累計

## 2 これまでの取組と成果

### (1) 保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

## ア 転地療養事業

### 健康教室

被認定者を対象に、直方市の「直方いこいの村」に3泊4日し、医師による講演、音楽療法等を実施しています。

平成17年度参加者 27名

## イ リハビリテーション

### 呼吸訓練

被認定者を対象に、理学療法士、保健師の指導のもとに、腹式呼吸や排たん訓練の実技指導を実施しています。

平成17年度参加者 22名（若松中央市民センター）

## ウ 家庭療養指導事業

市内に居住する在宅の人を対象に、嘱託保健師が家庭を訪問し、保健指導（腹式呼吸・ぜん息体操等）、日常生活指導、食事指導を実施しています。

平成17年度訪問者数 639名

## (2) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となったいおう酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

## ア 環境保健事業

### (ア) 地方公共団体等の事業に対する助成事業

保全機構の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

**a ミニ講演会**

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師によるミニ講演会を実施しています。  
ミニ講演会参加者 32名（平成17年度、総合保健福祉センターにて実施）

**b サマーキャンプ**

小学校4年生から中学3年生までのぜん息児を対象に、八幡東区の「たしろ少年自然の家」で登山や呼吸訓練等のカリキュラム（3泊4日）を実施しています。  
平成17年度参加者 小学生32名 中学生11名 計43名

**c 水泳教室**

水泳は、ぜん息児にとって呼吸機能を強化し、全身の抵抗力を高める最も有効な訓練方法といわれています。  
8月から9月までの間、未就学児及び小学生を対象として、八幡西区のフェニックススイミングスクールで水泳教室を15回実施しています。  
平成17年度参加者 94名

**イ 環境改善事業**

**(ア) 地方公共団体等の事業に対する助成事業**

国や地方自治体における各種大気保全対策、特に交通公害対策の推進を補完するものであり、具体的には、独立行政法人環境再生保全機構から助成を受けて、最新規制適合車等への代替促進を実施しています。

**a 北九州市環境改善計画**

公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害予防事業助成金交付要綱に基づき、市域における大気環境の改善を図るための事業の計画的かつ総合的な推進を図ることを目的に3年間の事業計画を策定するものです。  
平成17年度には、平成18年度から20年度に予定される対象事業をとりまとめた第七期北九州市環境改善計画を策定しました。

**b 最新規制適合車等代替促進事業**

市内の事業者が、古い型の大型ディーゼル車を最新規制に適合する車両に買い替える際に、経費の一部を助成するものです。  
平成17年度 トラック1台

**c 大気浄化植樹事業**

市内の事業者が、植栽の整備を行う際に、経費の一部を助成するものです。

**(イ) 環境再生保全機構が行う事業**

低公害車の開発目的や現状を市民に認識してもらい、自動車公害問題に対する意識や環境保全の大切さを啓発するため、環境再生保全機構と共催で「北九州エコカーフェア2005」を実施しました。

- 開催期間 平成17年10月9日～10日
- 開催場所 リバーウォーク北九州周辺広場
- 入場者数 約105,800人（エコスタイルタウン入場者数として）

- 事業内容
  - ・エコカーの展示・試乗  
電気自動車、天然ガス自動車、ソーラーカー等
  - ・イベントの実施  
親子ソーラーカー工作教室  
エコドライブコンテスト北九州地区大会表彰式 他
  - ・アイドリングストップ運動の受付
  - ・パネル展示 他

### 3 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。同審査会は学識経験者10人（医学8人、法律学2人）により構成されており、平成17年度は12回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3人で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成17年度は12回開催されました。